

政府職員失業者退職手当の追加給付について

【令和 7 年 8 月末日時点】栃木労働局

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり、不適切な取り扱いをしていたことにより、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる政府職員失業者退職手当（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）に基づく失業者の退職手当。以下「失業者の退職手当」という。）の追加のお支払いを順次開始します。

1 追加給付の対象者

平成 16 年 8 月 1 日以降、平成 31 年 3 月 17 日までに失業者の退職手当を受給した方

※受給時期や受給額によっては、追加給付が発生しない場合があります。

2 追加給付の進め方

- i 失業者の退職手当を支給したハローワークで保存している書類により追加のお支払いの対象となることが確認できた方に対し、順次「お知らせ」等を送付します。
- ii お手数ですが、同封の「返答書」に口座情報など必要事項をご記入の上、失業者の

退職手当の支給を受けたハローワークを管轄する労働局あてにご返送ください。

iii 失業者の退職手当を支給したハローワークを管轄する労働局にて「返答書」を受け

取り、ご返答の確認ができた方から順次、追加のお支払いを実施します。

・上記1「追加給付の対象者」に該当している方については、まずは「お知らせ」の

送付をお待ちください。

・ご自身が対象となるか不明な場合は、失業者の退職手当の支給を受けていたハロー

ワークへお問い合わせください

<ご注意下さい！>

○ 上記「お知らせ」は、失業者の退職手当の支給を受けたハローワークから郵便

物により送付します。

○ それまでの間、これらの「お知らせ」をかたる郵便物にご注意ください（発送

の進捗状況については、隨時このページでご案内してまいります）。

○ 本件に関して、都道府県労働局、失業者の退職手当の支給を受けたハローワー

ク以外から、直接お電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる

電話・訪問があった場合は、ご注意ください。

○ 国の機関と誤認させるような名称の団体等にもご注意ください。

○ 不審な電話等がありましたら、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワー

ーク又は当該ハローワークを管轄する都道府県労働局にご確認ください。

3 追加給付の進捗状況

- ・ 確認された失業者の退職手当の追加給付対象者数：77名
- ・ 令和元年12月13日

追加給付の対象となった方への「お知らせ」の送付が終了いたしました。

- ・ 追加給付のお支払い等を完了した人数：35名

※ 上記1「追加給付の対象者」に該当するお心当たりがあるにも関わらず、
「お知らせ」が届かない場合は、失業者の退職手当の支給を受けていたハロ
ーワーク又は下記のお問い合わせ先へお申し出をお願いします。

お問い合わせ先

栃木労働局職業安定部職業安定課（028-678-5486）